

(平成24年6月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和63年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月26日から同年5月1日まで

私は、昭和59年11月にB社に入社し、その後、グループ会社であるA社との間での転勤はあったものの、平成元年8月まで継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録を見ると、昭和63年4月26日から同年5月1日までの記録が欠落していることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社及びA社の事業主からの回答書並びに申立期間当時の両社の社会保険事務担当者（同一人物）及びA社の元同僚の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（同社からB社に転勤）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、事業主は、「A社の給与の締め日は、当該月の30日である。」と回答している上、オンライン記録により、転勤先のB社の元従業員18人（申立人及び同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に資格取得した者を除く。）の厚生年金保険の被保険者資格取得日を見ると、そのうち15人は当該月の1日であることを踏まえると、昭和63年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和63年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関係資料及

び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月1日から15年9月1日まで

A社で勤務していた期間のうち、平成14年10月1日から15年9月1日までの標準報酬月額は、申立期間以前よりも低額となっていることに納得できない。

給与明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人から提出のあった給与明細書により、32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和43年4月1日にA社に入社し、平成16年5月31日まで継続して勤務したが、申立期間における被保険者記録が無い。調査の上、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明、B健康保険組合の加入記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和44年9月1日に同社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿における昭和44年8月の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和44年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成2年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月26日から同年11月1日まで

私は、A社に平成2年8月1日に入社し、同年10月31日に同社を退職するまでの間、B社に派遣され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書、「平成2年分給与所得の源泉徴収票」及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、A社から派遣された社員としてB社で勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出のあった給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から供述を得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和52年11月1日、資格喪失日に係る記録を53年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月1日から53年3月1日まで

私は、B事業所にC職として在籍中、B事業所の指示を受け、昭和51年秋からD職としてA社に勤務することになった。同社では、同時期に常勤社員として勤務することになった先輩二人のほか、私と同様にB事業所の指示を受けたD職数人が数か月単位で勤務することになったところ、私は、1回目について3か月間、2回目について4か月間勤務した。しかし、私の1回目の3か月間については厚生年金保険被保険者記録があるのに、2回目の4か月間については無い。当時同僚であった妻は、1、2回目とも被保険者記録がある。調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が発行する申立人に係る在職証明書及び同社が保管する申立人に係る人事記録によると、申立人は、申立期間について、同社に勤務していたことが確認できる。

また、複数の元同僚は、「申立人に記憶がある。申立人は、申立期間について、常勤社員と同様にフルタイムで勤務しており、短時間短日数勤務ではなかった。」とそれぞれ証言している。

さらに、申立人は、「私のA社における1回目及び2回目の勤務の後、当時同僚であった妻が交替で勤務するようになった。」と供述しているところ、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の配偶者について、昭和

52年1月4日に同社において同被保険者資格を取得し、同年4月1日に同資格を喪失したこと（1回目の勤務）及び53年3月1日に同資格を再取得し、同年7月1日に同資格を喪失したこと（2回目の勤務）が確認できる。

加えて、上記被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人が申立人と同様にB事業所からの指示によりA社に派遣されたと記憶する元同僚一人について、申立期間内である昭和53年2月1日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年7月1日に同資格を喪失したこと（1回目の勤務）及び54年1月1日に同資格を再取得し、同年7月1日に同資格を喪失したこと（2回目の勤務）が確認できる上、申立人が記憶する他の複数の元同僚についても、それぞれ同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

これらのことから総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社が保管する申立人の人事記録に記載された当該期間に係る給料月額の記載から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和52年11月から53年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を平成2年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月31日から同年4月1日まで

私は、平成2年3月31日付けでA社C支店を退職したにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったB社作成の申立人に係る在職証明書及び同社から提出のあった申立人に係る社員調査書並びにD企業年金基金及び企業年金連合会からの提出資料（加入員台帳、中脱記録照会（回答）等）から判断すると、申立人は、申立期間においてA社C支店に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の加入員台帳の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を平成2年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年同月同日を申立人の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

兵庫厚生年金 事案 4682 (事案 4508 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年3月8日から同年4月1日までの期間に係る船員保険料を事業主(A社、以下同じ。)により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年3月8日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を85円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年2月15日から同年4月1日まで
② 昭和26年4月30日から同年5月1日まで

申立期間①について、私はB県のC学校を卒業した昭和19年2月15日にD社からE丸のF員とする辞令をもらった。同月17日にG県のH港からE丸に乗船する予定であったが、既にE丸は出港していたため、I海軍に出頭し、同月21日にJ地へ向かい、同月末日又は3月初日頃軍属となりE丸に乗船しているため、記録が欠落していることに納得できない。

申立期間②について、私は昭和26年4月30日に退職し、同年5月1日に資格喪失しているはずであるにもかかわらず記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てにおいて、申立人の申立期間①及び②における船員保険の加入状況及び船員保険料控除について確認できないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成23年11月21日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は申立期間①について軍属であったこと等を新たな理由として、再申立てしている。

そこで、今回の申立人の主張を踏まえて、申立人に係る軍における履歴等に

ついて調査を行ったところ、厚生労働省社会・援護局長が証明する申立人の履歴書によると、申立人は申立期間①のうち昭和 19 年 3 月 8 日から 20 年 6 月 15 日までの期間について、海軍徴用船 E 丸に海軍徴用船員（乙船員）として乗船していたことが確認できる。

また、上記履歴書、申立人の I 海軍徴用船員履歴書及び I 海軍徴用船名簿から昭和 19 年 3 月 8 日から 20 年 6 月 15 日までの期間の徴用期間における職務内容は同一であったことがうかがえるところ、オンライン記録において、当該期間のうち、19 年 4 月 1 日から 20 年 6 月 15 日までの期間については船員保険の被保険者期間であることが確認できる。

さらに、上記履歴書等から海軍徴用船員の申立人は昭和 19 年 3 月 8 日に雇員待遇として嘱託を命じられ、20 年 6 月 15 日に嘱託を解かれていることが確認できるところ、申立期間①当時は、A 社が K 業務を行っていた期間である上、E 丸に係る船員保険被保険者名簿によると、船舶所有者が D 社及び A 社と記載されていることが確認できる。

加えて、戦時加算該当船舶名簿によると、E 丸の加算区域航行期間は昭和 16 年 12 月 * 日から 20 年 6 月 * 日までの期間であることから、申立期間①当時も同船は船員保険の対象船舶であったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和 19 年 3 月 8 日から同年 4 月 1 日までの期間について、A 社における船員保険の被保険者として、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる上、当該期間を戦時加算該当期間とすることが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の E 丸に係る船員保険被保険者名簿に記載されている昭和 19 年 4 月の資格取得時の標準報酬月額の記録から 85 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、A 社が既に解散しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を保険出張所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和 19 年 2 月 15 日から同年 3 月 8 日までの期間については、20 年 4 月 1 日以前は「適用船舶に乗り組むため雇用されている者で船内で使用されていないもの（予備船員）」については船員保険の適用がなかったところ、申立人が適用船舶に乗り組むため雇用されていたこと及び適用船舶に乗船していたことを確認できる新たな資料や供述等は得られない。

また、申立期間②については、船員保険の加入状況及び船員保険料控除について確認できる新たな資料及び供述等は得られない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①のうち、昭和19年2月15日から同年3月8日までの期間及び申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年7月15日から同年9月1日までの期間について、申立人のA社（現在は、B社）本店における資格取得日は同年7月15日、資格喪失日は同年9月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、60円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和20年9月1日から21年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の上記訂正後のA社本店における資格喪失日に係る記録を20年10月25日、同社D支店における資格取得日に係る記録を同年同月同日にそれぞれ訂正し、当該期間の標準報酬月額を110円とすることが必要である。

なお、申立期間のうち、昭和20年9月1日から21年4月1日までの期間については、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年7月15日から21年4月1日まで

私の夫は、昭和12年11月1日にA社に入社して以降、41年8月15日に退職するまで継続して在籍していた期間のうち、19年10月1日から20年7月15日までの厚生年金保険被保険者記録については回復されたものの、申立期間について欠落していることに納得できない。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和20年7月15日から同年9月1日までの期間については、オンライン記録によると、申立人は、A社本店において19年10月1

日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、20年2月15日に同資格を喪失した後、同社C支店において同年同月同日に同資格を取得し、同年7月15日に同資格を喪失していることが確認できるが、厚生労働省社会・援護局から提出のあった軍歴書によると、申立人は、15年1月29日に充員召集により入団し、20年9月1日まで召集されていたことが確認できるところ、当時の厚生年金保険法第59条の2において、19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されていることから、申立期間のうち、申立人が海軍に召集されていた20年7月15日から同年9月1日までの期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、同法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

また、A社本店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）を見ると、同社C支店が昭和20年7月15日に同保険の適用事業所でなくなった後の申立人の被保険者記録は、同社本店扱いとして引き継がれていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、保険出張所（当時）において、A社C支店が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後も、申立人の被保険者記録は、同社本店に引き継がれ、召集解除となった同年9月1日に同資格を喪失したと認められることから、同社本店における資格取得日を同年7月15日、及び資格喪失日に係る記録を同年9月1日にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社本店に係る被保険者名簿の記録から、60円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和20年9月1日から21年4月1日までの期間については、B社から提出のあった申立人に係る社員台帳及び同社の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（20年10月25日に、同社本店から同社D支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、前述の社員台帳における申立人のA社本店及び同社D支店に係る報酬月額の記録から、110円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間における厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を保険出

張所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年から 61 年まで
私は、昭和 58 年から 61 年までの間、A 社に勤務していたにもかかわらず、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 社の供述及び同社の元従業員の供述並びに申立人に係る雇用保険被保険者記録から、申立人は、勤務期間の特定はできないものの、同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 社は、「申立期間当時の資料は保存していないものの、厚生年金保険に加入していない従業員の給与から同保険料を控除することはない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る保険料控除等を確認することができない。

また、A 社の元事務担当者は、「申立期間当時、従業員の中には、本人の希望等により厚生年金保険に加入しない者もいた。」と供述し、申立人が記憶する元同僚二人は、「申立期間当時、同保険の加入を希望しない従業員は、同保険に加入していなかった。」、「従業員の中には同保険に加入していない従業員もいた。」とそれぞれ供述している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、当該元同僚が記憶する元従業員二人の被保険者記録が確認できないことから、同社では、申立期間当時、必ずしも従業員全員を同保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A 社に係る被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できず、健康保険整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点も見られない上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出

簿によると、申立人の同保険記号番号が払い出された形跡は見られない。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間については国民年金に加入しており、そのうち、昭和58年4月から61年3月までの期間は申請免除期間であることが確認できる（同年4月以降は未納期間）上、B市国民健康保険被保険者記録によると、申立人は、申立期間に同保険に加入（38年4月1日資格取得し、平成9年7月2日に資格喪失）していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで
② 昭和 63 年 2 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
③ 平成元年 12 月 21 日から 2 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 58 年 12 月 21 日から 63 年 1 月 31 日に退職するまでA社に勤務し、同社を退職した翌日の同年 2 月 1 日から平成 2 年 6 月 30 日までB社に継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社が保管する人事異動通知によると、申立人は、昭和 63 年 1 月 31 日付けで同社C営業所を退職したことが確認でき、申立人の主張と一致する。

しかしながら、A社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、同社が申立人の資格喪失日を昭和 63 年 1 月 31 日（同月 30 日退職）として社会保険事務所（当時）に届け出たことが確認できる上、雇用保険被保険者記録によると、申立人は、同年同月 30 日に同社を離職したことが確認できる。

また、A社によると、「保険料は翌月控除であるが、申立人は昭和 63 年 1 月 31 日に資格喪失しているため、申立期間の厚生年金保険料は控除していないし、納付もしていない。」と回答しており、同社が保管する申立人に係る同年 2 月支給分の給与支給明細書（控）によると、申立人は、同月の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の資格喪失日は昭和 63 年 1 月 31 日であることが確認でき、オンライン記録と一致する。

2 申立期間②及び③について、申立人は、「昭和 63 年 2 月 1 日から平成 2 年 6 月 30 日まで B 社に継続して勤務した。」と主張している。

しかしながら、B 社の当時の事業主及び事務担当者（申立人の義父母）は既に死亡しており、申立期間②及び③当時の申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない上、同社の事業を統合したとする D 社によると、「平成元年頃に B 社の事業を統合したが、統合後も事務は個別に行っており、同社の書類は何も引き継いでいないので、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況は分からない。」と回答している。

また、オンライン記録において、申立期間に被保険者資格を有し所在が判明した元従業員 6 人に照会したところ、5 人から回答があったものの、申立人の申立期間②及び③の勤務期間を特定できる証言が得られない。

さらに、E 厚生年金基金が提出した申立人に係る加入員台帳によると、申立人の B 社に係る被保険者記録は、オンライン記録と一致する上、同記録によると、申立人は、昭和 63 年 11 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年同月 14 日に健康保険証が交付され、平成元年 12 月 21 日に同資格を喪失し、2 年 1 月 31 日に健康保険証を回収されたことが確認できる。

加えて、公共職業安定所が保管する雇用保険支給台帳によると、申立人は、A 社を昭和 63 年 1 月 30 日に離職後、同年 3 月 16 日に求職申込みをし、同年 6 月 27 日から同年 10 月 17 日までの間に計 5 回雇用保険の受給資格決定を受け、所定給付日数 90 日分を減額されることなく全額支給されていることが確認できる。

3 このほか、申立人について、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 2 月 1 日から同年 10 月 30 日まで
② 昭和 50 年 10 月 1 日から 54 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 54 年 5 月 15 日から 55 年 11 月 30 日まで

私は、申立期間①において、A社で勤務していたにもかかわらず、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

また、昭和 50 年 10 月 1 日から 55 年 11 月 30 日までの間、B社（現在は、C社）で継続して勤務していたにもかかわらず、被保険者記録を見ると、申立期間②及び申立期間③の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社における元同僚の供述及び申立人の同社の業務内容等についての具体的な供述から、申立人は、期間は特定できないものの、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、昭和 51 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は所在不明であり、唯一所在が判明した元役員も死亡していることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、前述の元同僚は、「申立人の勤務時期及び勤務期間等については分からない。」と供述しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、具体的な供述を得ることができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間①に被保険者資格を取得している元従業員 3 人のうち、所在が判明した二人に照会したところ、回答のあった二人とも、「私は、入社から数か月の間、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、

同社で同保険に加入するには相当期間の勤務実績が必要であったのではないか。」と供述している上、オンライン記録によると、申立人が記憶する元同僚7人のうち二人については、被保険者記録を確認することができないことから、同社では、申立期間①当時、必ずしも従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、A社に係る被保険者原票によると、昭和47年2月1日から48年2月2日までの期間について、厚生年金保険被保険者資格を取得している者は8人確認できるものの、当該8人の中に申立人の氏名は確認できず、健康保険整理番号に欠番も無い上、申立人の被保険者記録の欠落をうかがわせる形跡も見られない。

2 申立期間②について、申立人は、「B社には昭和50年10月1日に入社し、入社と同時に厚生年金保険に加入した。」と主張している。

しかしながら、C社は、「申立人は、当社には、昭和54年2月20日に入社しており、申立期間②のうち、50年10月1日から54年2月19日までの期間は当社には在籍していない。また、申立人は、入社日から同年3月31日までの期間は試用期間であり、厚生年金保険には加入させておらず、保険料も控除していない。」と回答している上、同社から提出のあった申立人に係る保険台帳によると、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立期間②直後の同年4月1日(資格喪失日は同年5月14日)であることが確認できる。

また、申立人の記憶する元同僚13人のうち、所在の判明した5人に照会したところ、5人全員から回答があったものの、申立人の申立期間②に係る勤務実態、勤務期間等について具体的な供述を得ることができない。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、B社において昭和54年4月1日に申立人を始めとして13人が連番で被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該記録に不自然さはうかがえない。

3 申立期間③について、申立人は、「B社には、昭和54年5月14日から55年11月30日までの間も勤務し、厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかしながら、C社は、「申立人は、当社を昭和54年5月14日に退職しており、申立期間③は、当社における厚生年金保険の被保険者ではない。」と回答している上、同社から提出のあった申立人に係る保険台帳に記載のある厚生年金保険の資格喪失日及び雇用保険被保険者資格喪失確認通知書に記載のある離職日は、いずれも54年5月14日であることが確認できる。

また、前述の申立人の記憶する元同僚13人のうち、所在の判明した5人に照会したところ、5人全員から回答があったものの、申立人の申立期間③に係る勤務実態、勤務期間等について具体的な供述を得ることができない。

4 このほか、申立人が申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月 2 日から同年 8 月 1 日まで
② 平成元年 10 月 1 日から 2 年 10 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、昭和 59 年 4 月から同年 7 月までの標準報酬月額が 10 万円 (36 万円から 26 万円に) 下がっているが給与明細書及び (給与) 銀行振込額から当該期間の標準報酬月額は 36 万円以上であったと思われる。また、平成元年 10 月から 2 年 9 月までの標準報酬月額が 47 万円から 44 万円に減額されているが、当該期間は固定給であり、(給与) 銀行振込額も微増している。調査の上、両期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和 59 年 4 月 2 日付けの転勤時の標準報酬月額が、従前と比べて下がっている。」と主張しているところ、申立人の給与振込口座通帳の記載により確認できる同年 5 月から同年 8 月までの分の給与振込額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

しかしながら、A社は、「申立人の申立期間①における給与額及び厚生年金保険料の控除額が確認できる資料を保管していない。」と回答している。

また、オンライン記録によると、申立人と同様に昭和 59 年 4 月 2 日付けで転勤した同年代の元同僚の転勤による資格取得時の標準報酬月額は申立人と同額であることが確認できる上、当該元同僚以外の複数の元従業員について、58 年 1 月 1 日から 62 年 2 月 1 日までの期間においてA社と同社B支社間で転勤した記録が確認できるところ、転勤による資格取得時の標準報酬月額は、転勤前の事業所における資格喪失時の標準報酬月額に比べて大幅に

低いことが確認でき、申立人のみ特別な取扱いであったという事情も見当たらない。

さらに、申立人が保管する給与支給明細書において確認できる昭和 59 年 4 月分の基準内合計額は 25 万 9,000 円であるところ、オンライン記録の標準報酬月額 26 万円と一致する。

2 申立期間②について、申立人は、「給与振込額も微増しているため、標準報酬月額が下がるはずがない。」と主張している。

しかしながら、A社は、「申立人の申立期間②における給与額及び厚生年金保険料の控除額が確認できる資料を保管していない。」と回答している。

また、オンライン記録によると、A社及び同社B支社における申立人と同年代の複数の元同僚が、昭和 61 年から平成元年までの定時決定において、標準報酬月額が 1 等級から 2 等級減額されていることが確認できる。

さらに、平成元年の定時決定の基礎となる同年 5 月から同年 7 月までにおける給与振込額の平均は、前年同月期の平均額に比べて低いことが確認でき、申立人のみ特別な取扱いであったという事情も見当たらない。

3 このほか、申立人について、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料控除額を確認できる資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 6 月頃から 17 年 8 月 1 日まで

私は、平成 14 年 11 月から 17 年 11 月 30 日までの間、A 社から派遣社員として B 社で勤務した。入社当初は父親の扶養になっていたが、16 年夏頃、A 社の担当者から「派遣社員も全員、厚生年金保険に加入しなければならない。」という説明を受け、その時、同保険に加入したにもかかわらず、申立期間における被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成 14 年 11 月から 17 年 11 月 30 日までの間、A 社の派遣社員として勤務し、厚生年金保険には 16 年 6 月頃加入した。」と主張している。

しかしながら、A 社は、「当時の関係書類については廃棄してしまっている上、当時の関係者も退職していることから、申立人に係る厚生年金保険の届出を申立てどおりに行ったかどうか、申立期間の保険料について納付したかどうか等については分からない。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る保険料控除等を確認することができない。

また、C 国民健康保険組合は、「申立人は、当組合員の資格を平成 14 年 6 月 30 日に取得し、17 年 7 月 20 日に喪失している。」と回答している上、申立人が申立期間当時に通院していた病院は、「申立人は、14 年 6 月 30 日から 17 年 1 月 1 日までは C 国民健康保険組合の保険証を使用し、（その後 7 か月間の通院記録はない。）同年 8 月 1 日から D 社会保険（事業所名は A 社）の保険証に変更となっている。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、A 社において平成 17 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 12 月 1 日に同資格を喪失していることが確認でき、雇用保険の被保険者記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関係資料及び周辺事情は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。